

静岡県告示第177号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和3年3月9日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

三輪佐護神ノ谷 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番	
藤枝市		岡部町三輪	佐護神ノ谷	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から18号までを順次結んだ線及び標柱1号と18号を結んだ線に囲まれた区域 893 1号	
			〃	〃	894 2号
			〃	大地ケ谷	811-2 3号
			〃	佐護神ノ谷	891-1-2 4号
			〃	〃	891-1-2 5号
			〃	〃	880-1-2 6号
			〃	〃	880-1-2 7号
			〃	〃	884 8号
			〃	〃	907-6 9号
			〃	〃	908-1 10号
			〃	〃	885 11号
			〃	〃	882-1 12号
			〃	〃	882-1 13号
			〃	〃	885 14号
			〃	〃	893 15号
			〃	〃	893 16号
〃	〃	893 17号			
〃	〃	891-1-1 18号			